

定期総会議事録

公益社団法人国民健康保険中央会

1 開催日時

令和2年3月26日（木）午後1時00分～2時15分

2 開催場所

テレビ会議により開催

3 総会の議事の経過の要領及びその結果

- （1）出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。
- （2）定款第33条の規定により、三津谷周司福井県国保連合会理事長が議長に選出された。
- （3）議長が事務局に本日の出席状況の報告を求め、事務局から、代理出席及び委任状の提出を含め、会員である47都道府県国保連合会の全員が出席しており、定款第35条第1項に規定する定足数を満たしていることが報告された。
- （4）定款第37条第2項の規定により、梶澤康幸群馬県国保連合会常務理事及び土田保浩埼玉県国保連合会常務理事が、議事録署名人に選任された。

(5) 会長から会長挨拶があった。

- 本日の総会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、テレビ会議による開催とさせていただいた。
- 本日は、令和元年度の補正予算、令和2年度の事業計画及び関連する予算、給与規程等の一部改正などの議案についてご審議をお願い申し上げます。
- 中央会の令和2年度の事業運営に当たっては、6つの基本方針に基づき、必要な各種事業を効果的かつ効率的に実施していくことを事業計画に記載させていただいたので、順次、ご説明申し上げます。
- 1点目、令和6年度に予定されている次期国保総合システムの開発については、本年6月頃を目途に、基本方針（案）を取りまとめることを予定しているが、一拠点化・クラウド化の検証や診療報酬改定への対応など、さまざまな検討課題が山積している。

今後も、支払基金の新システムの開発状況や厚生労働省、支払基金等との協議を踏まえながら、同システムとの整合的かつ効率的な機能を実現できるように検討を進めていくので、よろしくお願い申し上げます。
- 2点目、審査支払業務の改革推進については、「国保審査業務充実・高度化基本計画」にも示しているとおり、審査基準

やコンピュータチェックルールの統一化を着実に推進し、審査業務の更なる充実と強化を図ってまいりたいと考えている。

- 3点目、オンライン資格確認等のシステムの着実な開発・運用については、本年6月から稼働予定の新たな中間サーバーへの移行作業を着実にを行うため、開発の作業主体である支払基金や厚生労働省、医療保険者等と十分に連携を図っていききたいと考えている。

本日の議事にもあるが、令和3年3月に稼働が予定されているオンライン資格確認等システムの運用主体について、中間サーバーを活用した保険者間の情報連携とあわせ、支払基金とともに運営にあたりたいと考えている。

- 4点目、保険者支援のためのシステムの安定運用等については、国保総合システムをはじめ各種の標準システムの安定的な運用を図るため、必要なシステム改修など各種委員会等の検討結果や連合会に対する要望調査結果も踏まえながら、要件の整理や検討等を行っていく。

- 5点目、保険者機能の発揮への支援については、これまで厚生労働省の支援を受けながら、KDBシステムの開発・運用やヘルスサポート事業の実施など、データヘルス等の保健事業に積極的に取り組んできた。今後は、健康寿命の延伸という国の大きな政策方針が示されたので、来年度から始まる

後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みについても、各保険者の期待に応えられるよう、連合会とともにしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えている。

- 6点目、効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保については、平成30年10月に開催した本会臨時総会において決議された令和元年度から令和3年度までの中央会における負担金及び人員体制の方針に基づき、財源や人員を確保して効率的な事業運営の実施に努めていく。

一例を挙げると、昨年7月に設置した情報システム部へPMOやITコンサルタントの配置・調達業務を集約し、システム開発等の業務効率化を図りたいと考えている。

また、連合会・中央会職員を対象としたスキルアップ研修をはじめ、各種の階層別研修を引き続き実施し、職員の資質向上を図っていく。

- 皆様におかれては、以上の点についてご理解賜り、新年度においても、引き続きのご支援とご協力のほど、お願いを申し上げます。

(6) 厚生労働省保険局長からの来賓挨拶を事務局より紹介した。

- 日ごろから、国民健康保険の運営に大変ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

- 国民皆保険を堅持しつつ、将来にわたり持続可能な保険制

度とするため、平成30年度に制度創設以来とも言うべき大改革が行われたが、皆様の多大なるご協力の結果、順調に実施されていると考えており、改めて心から感謝申し上げます。

- まず、予防・健康づくりに向けた取り組みについて申し上げます。

人生100年時代の到来を見据え、健康寿命の延伸を図る取組の充実がますます求められている中、とりわけ高齢者の場合、フレイルのおそれがある方も多く、一人一人の状態やニーズに沿った適切な予防事業の実施が求められている。

そのため、昨年5月に成立した改正法において、高齢者の保健事業の実施を市町村に委託し、国保の保健事業や介護予防事業と一体的に実施するスキームを設けることで、高齢者の特性に応じた支援の実施を目指すこととした。このスキームの実施に当たり、KDBシステムを活用することにより、地域の特性に応じた取組を推進し、ハイリスク者に適切にアプローチするなど、効果的な事業実施を図ることができると考えている。

国保中央会・連合会におかれては、このシステムの安定的な運用に加え、自治体に対するデータ分析支援などの面において、さらに役割を果たしていただくことを期待している。

- 次に、オンライン資格確認について申し上げます。

いよいよ令和３年３月からオンライン資格確認が導入されるため、本年は各方面においてシステム改修などの準備を着実に進めていく年になる。

加えて、マイナンバーカードの被保険者証としての利用にも取り組んでいく必要があり、これらを進めることにより、被保険者本人、医療機関等が、特定健診情報や薬剤情報を閲覧できるようになるなど、被保険者、医療機関、そして保険者にとって大きな効果が見込まれる。

制度や保険者をまたがって被保険者を一元的に管理するための中間サーバーの再構築、国保の被保険者番号の個人単位化など、取り組むことは多岐にわたり、国保中央会・連合会の皆様にもご尽力いただくことが多いと思うが、厚生労働省としても、丁寧な説明などを心がけていくので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 最後に、審査支払機関改革について申し上げます。

昨年５月に成立した医療保険制度改正法において、社会保険診療報酬支払基金の組織を見直し、支部を廃止して本部のガバナンスを強化する等により、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取り組みを加速していくこととしている。

こうした改革の一環として、国保連合会についても、理念規定の創設や業務規定の整備等を盛り込んでいる。現在、規

制改革実施計画においては、支払基金と国保中央会等の審査支払機能の効率的なあり方について、支払基金における改革と整合的かつ連携して取り組みを進めることとされていることもあり、引き続き、国保中央会・連合会とよく相談しながら進めていきたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

- 以上、申し上げたとおり、国保中央会・連合会に果たしていただく役割はますます大きくなっているものと考えており、世界に誇る我が国の国民皆保険制度を次の世代に引き継いでいくため、皆様と力を合わせて取り組んでいきたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

(7) 理事長から情勢報告があった。

- 国保中央会をめぐる最近の情勢等について、2点ご報告を申し上げます。
- 1点目、新型コロナウイルスの感染症が、今後、どのような状況になるのか、我々の想定以上に長期化することが予想されるわけだが、私どもとして、当面は、テレビ会議で対応できるものはテレビ会議にて開催をする、また、研修会のように不急なものについては開催を延期するという方針で対応していきたいと考えている。

いろいろとご不便をおかけするが、これまで以上に丁寧な

会議の進行、密接な連携、情報の提供等に努めていきたいと考えているので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、この新型コロナウイルス感染の関係では、中央会においても、職員の手洗い等の徹底や時差通勤、休暇対応、さらには感染が拡大した場合の業務継続の検討準備等を進めている。

今後も、国の動きを注視しながら、国保連合会の皆様への情報提供あるいは連携等に十分努めていきたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

- 2点目、支払基金システムの刷新に伴う国保側の対応等については、令和6年度の次期国保総合システムの更改に向けた基本方針（案）を本年6月を目途に取りまとめることとしており、本会と全連合会にとって、現在、最も重要で難しい課題となっている。

国保総合システムの次期更改をめぐっては、内外にさまざまな意見があり、また、支払基金におけるシステム刷新の情報提供が遅れている状況のもとで、限られた時間の中、システム更改に要する費用や、その財源について、国保連合会の業務の高度化・効率化につながるシステムのあり方を検討し、方針を取りまとめていく。

大変厳しい作業になると考えているが、皆様方のご理解とご協力も得ながら、本会としてできる限りの努力をしていきたいと考えている。

なお、この6月の基本方針（案）の取りまとめに当たっては、本総会のご承認を得たいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

- 本会にとって、来年度も例年と変わらず重要課題がめじろ押しとなっているが、全国の国保連合会の皆様方のご支援をいただきながら、役職員一同、一丸となって取り組んでいくので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（８）議案及びその審議状況は次のとおりであった。

① 議案

- ・ 議案第 1 号 令和元年度国民健康保険中央会第二次収支補正予算について
- ・ 議案第 2 号 令和2年度国民健康保険中央会事業計画について
- ・ 議案第 3 号 令和2年度国民健康保険中央会収支予算について
- ・ 議案第 4 号 国民健康保険中央会職員給与規程の一部改正について（令和元年度適用分）
- ・ 議案第 5 号 国民健康保険中央会職員給与規程の一部改正に

について（令和２年適用分）

- ・議案第 6 号 国民健康保険中央会後期高齢者医療審査支払システム負担金規程の一部改正について
- ・議案第 7 号 国民健康保険中央会特定個人情報等取扱規程の一部改正について
- ・議案第 8 号 理事（地方選出理事）の選任に係る地方選出区分の理事数について
- ・議案第 9 号 オンライン資格確認等システムの運営主体の受託について

② 審議状況

議案第 1 号、同第 2 号、同第 3 号：

議案第 1 号について事務局から、同第 2 号について事務局から、同第 3 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 4 号、同第 5 号、同第 6 号、同第 7 号：

議案第 4 号及び同第 5 号について事務局から、同第 6 号について事務局から、同第 7 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 8 号 : 議案第 8 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 9 号 : 議案第 9 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

(9) 議案審議の後、次の事項について報告があった。

- ・ 事務局長の任命について（説明者：常務理事）

4 出席者の氏名

(1) 会員

別紙のとおり

(2) 理事

岡崎 誠也（会長）

原 勝則（理事長）

中野 透（常務理事）

齋藤 俊哉（常勤理事）

(3) 監事

中田 泰樹（神奈川県国保連合会常務理事）

小澤 潔（常勤監事）

5 議長の氏名

三津谷 周司（福井県国民健康保険団体連合会理事長）

6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

稲垣 仁（国民健康保険中央会事務局長）

(別紙)

会員 (連合会)	役 職	氏 名	会員 (連合会)	役 職	氏 名
北海道	理 事 長	石 子 彭 培	滋 賀	参 与	田 中 稔
青 森	常務理事	舛 甚 悟	京 都	副理事長	高 城 順 一
岩 手	専務理事	鈴 木 浩 之	大 阪	専務理事	田 中 喜 男
宮 城	常務理事	山 崎 敏 幸	兵 庫	事務局長	永 井 克 典
秋 田	常務理事	古 谷 勝	奈 良	常務理事	芝 池 一
山 形	常務理事	佐 藤 友 弘	和歌山	常務理事	岡 野 充 伸
福 島	常務理事	阿 部 敏 明	鳥 取	常務理事	小 倉 誠 一
茨 城	常務理事	山 口 一	島 根	事務局長	竹 中 雄 三
栃 木	事務局長	高 橋 郁 夫	岡 山	常務理事	林 邦 彦
群 馬	常務理事	枕 澤 康 幸	広 島	総務部長	徳 貞 泰 朗
埼 玉	常務理事	土 田 保 浩	山 口	常務理事	藤 本 博
千 葉	事務局長	宮 崎 重 一	徳 島	常務理事	山 中 俊 和
東 京	事務局長	木 村 由紀彦	香 川	常務理事	吉 野 登
神奈川	常務理事	中 田 泰 樹	愛 媛	常務理事	森 田 成 之
新 潟	事務局長	岡 田 義 宏	高 知	常務理事	渡 辺 純 正
富 山	事務局長	中 村 眞 人	福 岡	常務理事	小 山 英 嗣
石 川	常務理事	大 垣 昌 保	佐 賀	常務理事	原 節 治
福 井	理 事 長	三津谷 周 司	長 崎	常務理事	古 川 敬 三
山 梨	事務局長	内 田 一 仁	熊 本	参 与	池 田 正 人
長 野	常務理事	土 屋 嘉 宏	大 分	常務理事	平 原 健 史
岐 阜	常務理事	近 田 和 彦	宮 崎	常務理事	江 藤 修 一
静 岡	常務理事	萩 原 綾 子	鹿児島	総務課長	銚 立 由 花
愛 知	事務局長	小 澤 尚 司	沖 縄	常務理事	座嘉比 光 雄
三 重	常務理事	鳥 井 隆 男			

(敬称略)

この議事録が正確であることを証するため、署名押印する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人